

 \bigcirc

平成16年2月24日(火) 第1519号

毎週火・金曜日発行

生 汞

i a
青少年保護条例に基づく処分をするための聴聞181
山形県結核予防費補助金交付規程の一部を改正する規程(保健薬務課) 同
国土調査の成果の認証(農村計画課)189
同
同
土地改良事業の工事の完了に係る届出190
森林病害虫等のまん延を防止するための命令の予定(森 林 課) 同
民有保安林の指定の解除(同) ついて 同
河川区域の指定の変更(河川砂防課) 同
公有水面埋立の承認の申請(同) 191
開発行為に関する工事の完了(村山総合支庁建築課)192
同
企業局関係
規 程
県民ゴルフ場管理規程の一部を改正する規程同
正 誤
· 原告示第192号
山形県青少年保護条例(昭和54年3月県条例第13号)第17条の8第1項の規定により、同条例第11条第1項の∈

山刑

定に違反した者に対して同条第4項の規定による処分をすることについて、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成16年2月24日

山形県知事 髙 和 雄

1 日 時 平成16年3月4日(木) 午後2時から

2 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁301会議室

山形県告示第193号

山形県結核予防費補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年2月24日

山形県知事 髙 和 雄

山形県結核予防費補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県結核予防費補助金交付規程(昭和37年2月県告示第127号)の一部を次のように改正する。

第1条中「事業者(国又は市町村を除く。)及び法第4条第1項に規定する」を削り、「事業者等」を「設置者」 に改め、「第54条第2号又は第55条」を「第55条第1号」に改め、「ツベルクリン反応検査、予防接種及び」を削り、 「事業者にあっては、健康診断」を「設置者等の行う事業において業務に従事する者に対するもの」に改める。

第2条中「事業者等」を「設置者」に改める。

第7条中「2部とし、所轄総合支庁長を経由しなければならない」を「正本1部とする」に改める。 別表を次のように改める。

別表

結核予防費補助金算定基準

솓	솤	
5		

- (1) 474円×医療機関で70mmミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数
- (2) 501円×医療機関で100mmミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数

定 基 (3) 6,447円×医療機関で精密検査を受けた者の延べ数。ただし、結核予防法施行規則(昭和26年厚生 省令第26号)第4条ただし書の規定により直接撮影を省略した場合は、5,005円×医療機関で精密検 査を受けた者の延べ数及びやむを得ない事情で直接撮影のみを行った場合は、1,710円×医療機関で 直接撮影を行った者の延べ数

法第4条第1項の規定による健康診断(設置者である市町村が行う健康診断を除く。)のために必要 な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費

別記様式を次のように改める。

(1-2)		86.00(5)	(で)(で)(で)	K 1	Rį	田																		
		選 定 額 (F) 女は(6)の	いずわ.か作い額	-																				
500名		交付基準額による質出額	(C) × 基準単価	<u>!</u>	卸	H																		
学校・施設名	始	補助対象 受診者に対	するも出籍	(D) - (E)	龟	田																		
	出予定	補助対象外	受診者に対	する支出額	2	田																		
	ł×		田		女	田																		
			₩																					
		ame ·	过额		雄	\forall																		
	 	補助	対象外	⊸	贈	\prec																		
	Ę		総受診人員		鲫	十																		
額内訳		•	Æ			学生・生徒	施設の収容者	職	学生・生徒	施設の収容者	職	学生・生徒	施設の収容者	職員	学生・生徒	施設の収容者	台	学生・生徒	施設の収容者	職	学生・生徒	施設の収容者	職	+
結核健康診断事業計画及び所要額内訳							III IV I	カメカラ	100 ≡ 1)	 	レメカ		撮影			通常検査			直撮省略			直撮のみ		
業量					•			斑	重		影		直接			<i>,</i> ⊢			1==4			14		
康診断		l	×		-	胀			¥ =	<u>**</u>	<u>. </u>	₩ ;		次	匨	換	近 類		<u> </u>	} ر	K	思	尔	ŲΠ
結核健.									⋉		~			。	報	 		<u>₩</u>		極			K Щ	,-

 \times

胀

学校・施設名

(2 - 2)

_											11 1			<u> </u>		h	
	仙			Y		≺	∀	∀	∀	∀	田						田
栖		加力	直撮のみ	~		~	~	~	イ	~	田	~	E	~	E	E	田
密	ř	機選に来	直撮省略	\prec		~	~	~	~	~	E	~	E	~	E	E	田
业	Ą	医 旗 (通常検査	\prec		~	~	 	~	~	E	~	E	~	E	E	£
《』	路		直接撮影	~		~	~	~	~	~	E	~	E	~	E	£	£
次検	機関で実	撮影	ニュースカーラメ	\prec		~	~	~	~	~	田	~	E	~	E	E	E
1	医療	+	07 リ ニ 07 ロメカーモニ	\prec		~	~	~	~	~	田	~	E	~	E	配	E
ŀ	[K :	‰ -	(%)														
L	女 一 一	账 -	区分員	19歳以上の学	• ₩	高 校 任	中学	施設の収容者	曾	計(人員)(A)	支 出 額(B)	補助対象外 (C) 実施 人員 (C)	上記(C)に対 する支出額 (D)	編問 23 後 (A) = (C)	上記(E)に対 する支出額 (F) (B) - (D)	文付基準額に よる算出額 (G) (E)×基準単価	選 定 額 (F)又は(G)と (H) いずれか低い額

支出額(B)の合計は別記様式第3号の「収支精算書」の支出額の合計欄と一致すること。 印欄は記入しないこと。 (注) 1

結核健康診断事業実績書及び精算額内訳

							11/4			
	Ĥ	ل								
	#	Œ								
₩		ま お か な な が が が	で ()	~						
桵		核者		~						
₩		结 患								
丰		施員		~						
		実 人								
	要									
^		 		~						
◆	2000年	甲华	国 英 種 類	~						
Ķ	機関で実	影	100ミリミラーカメラ	~						
I	医療	間接	70ミリミラーカメラ	~						
	対象人員 受診人員									
科目		受診者(少年・生徒・	(チェーエル 施設の収容者・ 職員の別を記入)						111111111111111111111111111111111111111	
	学校·施設名	を記入							∢п	

		学校・施設名	対	住所																												
	丰田	孙		価 適 用	学生・生徒	施設の収容者	戦・世帯	チェーエル 施設の収容者	盤	学生・生徒	施設の収容者	電	学生・生徒	施設の収容者	垂	学生・生徒	施設の収容者	職	が出・田廷雄がは	になった中国	学生・生徒	没の収容	(報) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本	が出・田は梅憩の同窓を	調整の大口回	学生・生徒ない。	施設の収合有職					
	薄			人員数 単 低																												
	丰			種別	70ミリミラーカメラ	100ミリミラーカメラ		直接撮影	}	通常検査	直撮省略	直撮のみ	70ミリミラーカメラ	10年リミラーカメラ			直接撮影	*	通常被追古福光	直接のみ	70ミリミラーカメラ	100ミリミラーカメラ		早年報記	N X X	通常検査	直接のお					
	₩		十二路																	1												
			二二二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	/月具仇																												
	计			1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、																												
			土七年日口		1	нерп		H 年 月 日	-	-	日世世日		1			1			т п	ς }		H 年 月 日		T 田 田	ς }	Ĥ						
			公典弘口	社員作用																												
樵式第3号	1		Π	П	1	間接攝影		直接撮影	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	:	別番			間接攝影		1	直接攝影		₩ ⊈	Ķ		間接攝影		古拉提影	対策に	4	瓦瓦					<u> </u>
			扭	- 11		-	- 1	-			-4J			_			•	- 1	Ľ	_	11	_		•	-	L	., -	11	- 1			∢□

7 2 8 (洪)

内訳の欄の種別と適用の部分については該当箇所に を記載すること。 内訳の欄の「人員数」と「単価」を乗じたものが「検診経費」となること。 下段の余白の部分については、必要に応じて記入すること。

附則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の山形県結核予防費補助金交付規程の規定は、平成15年度分以後の補助金について適用する。

山形県告示第194号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。 平成16年2月24日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 調査を行った者の名称

尾花沢市

2 調査を行った期間

平成11年5月7日から平成15年3月26日まで

3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称 尾花沢市地籍図及び地籍簿

4 調査地域

大字朧気、大字五十沢、大字尾花沢の各一部

5 認証年月日

平成16年2月18日

山形県告示第195号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。 平成16年2月24日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 調査を行った者の名称

最上町

2 調査を行った期間

平成12年5月30日から平成14年3月27日まで

3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称 最上町地籍図及び地籍簿

4 調査地域

大字富沢の一部

5 認証年月日

平成16年2月18日

山形県告示第196号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。 平成16年2月24日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 調査を行った者の名称

長井市

2 調査を行った期間

平成13年5月22日から平成15年12月24日まで

3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称 長井市地籍図及び地籍簿

4 調査地域

川原沢、寺泉の各一部

5 認証年月日

平成16年2月18日

山形県告示第197号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった。

平成16年2月24日

山形県知事 髙 橋 和 雄

	届	出	者	の	名	称		地	X	名		事	業	σ	D	名	称		工事完了年月日
藤			Ė				町	渡		前	基	盤	整	備	促	進	事	業	平成16年 1 月16日

山形県告示第198号

森林病害虫等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第1項の規定により、次のとおり森林病害虫等のまん延を防止するための命令をする予定である。

平成16年2月24日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 区域及び期間

区 域 山形県下一円

期 間 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで

3 森林病害虫等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している伐採木等(松くい虫の駆除を行ったものを除く。)の移動(森林病害虫等防除法第2条 第6項に規定する特別伐倒駆除を行うための移動を除く。)を禁止すること。

4 命令をしようとする理由

1の区域の松林において松くい虫の被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫が異常にまん延して当該区域及びその周辺区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

5 その他必要な事項

1の区域内において森林、樹木、指定種苗又は伐採木等を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

山形県告示第199号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。 平成16年2月24日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 解除に係る保安林の所在場所

長井市平野字濁り沢4166 - 58 (次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 保安林解除の理由

ダム用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林課及び長井市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山形県告示第200号

河川法(昭和39年法律第167号)第6条第1項第3号の規定による河川区域の指定を次のとおり変更する。 なお、当該変更に係る関係図面は、土木部河川砂防課及び置賜総合支庁建設部建設総務課において縦覧に供する。

平成16年2月24日

山形県知事 髙 橋 和 雄

71	Z.	47	्रत	111	47	指		定	X		域	亦	击	左		
水	系	名	河	Ш	名	変	更	前	変	更	後	变	史	#	月	П
最	上	JII	最	上	Ш	色で着色 する土地 河川法第 号及び第	した部 の区域 6条第 2号の	前)に薄赤 分に該当 のうち、 1項第1 区域以外 面は、省	色で着色 する土地 河川法第 号及び第	した部分 の区域の 6条第 2号の[分に該当 のうち、 1 項第 1 区域以外	平点	戊16章	年 2 /	月16[∄

山形県告示第201号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第42条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての承認の申請があった。

なお、関係書類は、土木部河川砂防課及び庄内総合支庁建設部建設総務課において、平成16年2月24日から同年3月15日まで縦覧に供する。

平成16年2月24日

山形県知事 髙 橋 和 雄

- 1 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 国土交通省東北地方整備局酒田河川国道事務所
 - 山形県酒田市上安町一丁目2番地の1
 - 国土交通省東北地方整備局酒田河川国道事務所長 菊地 身智雄
- 2 申請の受理年月日
 - 平成16年 1 月19日
- 3 埋立区域
 - (1) 位置

山形県西田川郡温海町大字温海字温海645番217から同536番15に至る地先公有水面

(2) 区 域

次の各地点のうち、 の地点と の地点を結んだ線、 の地点から351度29分8秒29.83mの地点を中心とする半径29.83mの円周で の地点と の地点を結ぶ東側の円弧、 の地点と の地点を結んだ線、 の地点から70度21分22秒20.25mの地点を中心とする半径20.25mの円周で の地点と の地点を結ぶ西側の円弧、 の地点から116度21分36秒20.25mの地点を中心とする半径20.25mの円周で の地点と の地点を結ぶ西側の円弧、 の地点から 116度21分36秒20.25mの地点を中心とする半径20.25mの円周で の地点と の地点を結ぶ西側の円弧、 の地点から の地点までを順次結ぶ既設階段護岸と公有水面との境界線(T.P.+0.439により決定)、 の地点から147度39分6秒19.53mの地点を中心とする半径19.53mの円周で の地点と の地点を結ぶ既設階段護岸と公有水面との境界線である西側の円弧(T.P.+0.439により決定)、 の地点と の地点を結ぶ既設階段護岸と公有水面との境界線である西側の円弧(T.P.+0.439により決定)、 の地点と の地点を結ぶ既設階段護岸と公有水面との境界線(T.P.+0.439により決定)、 の地点と の地点を結ぶ既設階段護岸と公有水面との境界線である西側の円弧(T.P.+0.439により決定)、 の地点 の地点を結ぶ既設階段護岸と公有水面との境界線である西側の円弧(T.P.+0.439により決定)、 の地点 がら の地点を活ぶ砂浜と公有水面との境界線である西側の円弧(T.P.+0.439により決定)及び の地点と の地点を結んだ線により囲まれた区域

の地点 越路三等三角点(北緯38度36分47秒1、東経139度35分17秒4)から334度31分52秒1037.97mの地 点

の地点	の地点から	355度	13分	53秒	2.15mの地点
の地点	の地点から	56度	24分	17秒	25.22mの地点
の地点	の地点から	31度	47分	1秒	104.39mの地点
の地点	の地点から	3度	21分	29秒	15.83mの地点
の地点	の地点から	26度	21分	37秒	12.00mの地点

	の地点	の地点から	54度	26分	15秒	19.06mの地点
	の地点	の地点から	24度	48分	59秒	29.06mの地点
	の地点	の地点から	114度	49分	18秒	11.38mの地点
	の地点	の地点から	204度	45分	33秒	20.00mの地点
	の地点	の地点から	202度	4分	57秒	19.45mの地点
	の地点	の地点から	200度	24分	48秒	20.11mの地点
	の地点	の地点から	211度	3分	38秒	20.31mの地点
	の地点	の地点から	219度	33分	57秒	12.12mの地点
	の地点	の地点から	203度	7分	14秒	12.59mの地点
	の地点	の地点から	178度	15分	41秒	14.19mの地点
	の地点	の地点から	218度	51分	11秒	21.61mの地点
	の地点	の地点から	214度	16分	28秒	20.02mの地点
	の地点	の地点から	226度	36分	10秒	20.68mの地点
	の地点	の地点から	232度	6分	3秒	21.31mの地点
(0)						

(3) 面 積

1,399.76m²

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

山形県西田川郡温海町大字温海字温海645番221から同645番115に至る陸域及び地先公有水面

(2) 区 域

次の各地点を順次結んだ線及び A の地点と D の地点を結んだ線により囲まれた区域

A の地点 越路三等三角点(北緯38度36分47秒1、東経139度35分17秒4)から343度22分1秒1039.38mの 地点

B の地点 A の地点から 30分 15秒 304.83mの地点 28度 ℂの地点 ₿ の地点から 14度 48分 59秒 60.12mの地点 □の地点 □の地点から 30分 320.34mの地点 208度 15秒

(3) 面 積

18,692.60m²

5 埋立地の用途

海岸保全施設用地

山形県告示第202号

次の開発行為は、完了した。

平成16年2月24日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 許可番号

平成15年3月6日 指令村総建第5042号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

尾花沢市大字荻袋字堂ケ塚1318 - 14、1318 - 15、1318 - 16、1318 - 17、1318 - 21、1318 - 22、1318 - 23、1318 - 24、1318 - 25、1318 - 26、1318 - 27、1318 - 28、1318 - 29、1318 - 30、1318 - 31、1318 - 32、1318 - 33、1318 - 62、1318 - 63、1318 - 64、1318 - 65、1318 - 66、1318 - 67、1318 - 108、1318 - 109、1318 - 110、1318 - 111、1318 - 112、1318 - 113、1318 - 114、1318 - 115、1318 - 116、1318 - 117、1318 - 118、1318 - 119、1318 - 120、1318 - 121、1318 - 122、1318 - 123、1318 - 124、1318 - 125、1318 - 133、1318 - 134、1318 - 143、1318 - 17地先、1318 - 108地先、1318 - 180の一部、字西荻原1284 - 27の一部、1318 - 1、1318 - 17、1318 - 17、1318 - 178、1318 - 179の一部、1327 - 129、1327 - 129地先

3 開発許可を受けた者の所在地及び名称

尾花沢市若葉町一丁目1番3号

尾花沢市土地開発公社

山形県告示第203号

次の開発行為は、完了した。

平成16年2月24日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 許可番号

平成15年10月17日 指令村総建第5018号

- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 東村山郡山辺町大字三河尻字一本柳46番4
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名 東村山郡中山町大字柳沢15番地 1 野口 ゆり子

企 業 局 関 係 _規

山形県企業管理規程第1号

県民ゴルフ場管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年2月24日

山形県企業管理者 細 野 武 司

県民ゴルフ場管理規程の一部を改正する規程

県民ゴルフ場管理規程(平成10年9月県企業管理規程第10号)の一部を次のように改正する。 別表第2中「5,000円」を「4,050円」に、「10,000円」を「8,100円」に改める。

附 則

この規程は、平成16年3月15日から施行する。

県 公 報 ページ 行 発行年月日 誤 正 番号 平成16.1.6 第1505号 2 下から15 手続き 手続 同 同 同 下から13 手続き 手続

正

誤

平成16年 2 月24日印刷 平成16年 2 月24日発行 発行所 山 形 県 庁 発行人 山 形 県 購読料 月4,000円(郵送料共)